

虐待防止のための指針

社会福祉法人 心和会

1. 法人における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、別紙「虐待防止・対応マニュアル」に定める虐待行為を行いません。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会（虐待対応担当者）の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会（虐待対応担当者）」（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会は、年1回以上開催し、身体拘束適正化検討委員会と一体的に行うものとし、次のことを協議します。

- ① 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 委員会の担当者並びに責任者及び構成員の選任については別に定める。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回以上、および職員採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とします。

4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があったときは、別に定める「虐待事故対応フローチャート」に基づき対応します。また、法人職員は虐待を発見した際は、障害者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。同時に委員会にも通報します。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合に

は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

- ② 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「3.虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

令和7年1月1日 制定